

各

都道府県
指定都市
中核市

 児童福祉主管部（局）担当者 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

平成 25 年度乳幼児突然死症候群（SIDS）対策強化月間の実施の周知について

保育行政の推進につきましては、平素より格段のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

乳幼児突然死症候群（SIDS）対策強化月間の実施については、別紙のとおり、各都道府県、政令市及び特別区の母子保健行政担当あてに「平成 25 年度乳幼児突然死症候群（SIDS）対策強化月間の実施について」（平成 25 年 10 月 29 日雇児発 1029 第 7 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知、医政発 1029 第 4 号厚生労働省医政局長通知）が通知され、平成 25 年度における乳幼児突然死症候群（SIDS）対策強化月間の実施が周知されたところです。

各都道府県・指定都市・中核市の児童福祉主管担当におかれては、別紙通知を踏まえ、貴部局の母子保健行政担当と連携し、管内の保育所、認可外保育施設等及び市町村に対して、平成 25 年度乳幼児突然死症候群（SIDS）対策強化月間の周知をお願いします。

なお、厚生労働省ホームページに本件に関する普及啓発用ポスターやリーフレットが掲載されていますので、ご活用ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000027303.html>

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課在宅保育係
TEL：03-5253-1111（内線 7947）

※別紙通知の内容については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課にお問い合わせください。
厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課
TEL：03-5253-1111（内線：7938）